

最近、職員からの問い合わせが増えてきました。一例をあげますと、「板橋区役所が開庁された当時（昭和7年）の人口を調べたいのですが」「昭和30年代の事務実績調書から数字を拾いたいのですが」等々、日常業務を遂行する上で過去の資料に逆上ることは意外に多いようです。そんな行政利用にお役に立てるのも公文書館です。公文書館が資料の保存・管理・公開を担当する施設だという認識が皆さんの中に少しずつ浸透してきているようでうれしい限りです。

一方、歴史資料の保存は図書館や博物館でもなされているので、それら類縁施設との関係がどうもわかりにくい。役割分担がどうなっているのか。というようなお問い合わせをいただくこともよくあります。

諸外国で当たり前の施設が日本ではポピュラーに存在しないのですから、確かにわかりにくいかもしれません。今回はこの疑問にお答えすべくその違いをまとめてみました。

図書館や博物館との違いは？

施設	収蔵物、保存・活用形態	専門職員等
図書館	図書・新聞・雑誌などの印刷物や映画フィルム・レコードなどのように、大量に生産された出版の著作遺産を管理し公開している施設です。購入することで所蔵資料を収集することができ、利用者も広く一般大衆を視野に収めていることが最大の特徴です。そして、利用者の視点でのサービスを最優先にしています。	司書 根拠法 「図書館法」
博物館	板橋区では郷土資料館や美術館がこれにあたりますが、扱う資料は美術遺産・建築遺産・民族遺産・考古遺産・産業遺産と多様な生活情報を扱っています。 現物一点のみのものが多く、それらを展示という方法を通じて公開している施設です。 収集した資料の整理や保存は行われますが、展示以外での所蔵資料の一般的な閲覧機能はありません。	学芸員 根拠法 「博物館法」
行政資料室	行政で公表を前提に複数作成した計画書、報告書、紀要等の行政刊行物のほか、国や他の自治体の資料等を収集公開し行政情報を提供している施設です。 板橋区では区政資料室がこれにあたりますが、発行後15年を経過した（公文書の移管と同様に原則30年だが資料室のスペースの限界から15年としている）刊行物は、公文書館に移管され評価・選別の後に永久保存されます。	一般行政職
公文書館	行政活動から生まれた文書類を継続的に受入れ、地域の歴史情報資源として価値が出てくるものと考えられるものを評価・選別・永久保存し、それらを公開する施設です。公務員が職務上作成した書類が中心ですが、広く地域歴史資料をカバーするため古文書や諸家の私文書等も受入れ保存しています。	アーキビスト （日本には存在しない資格です） 根拠法 「公文書館法」